

○ 政策目標 3 - 1 : 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

我が国の財政は深刻な状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。財務大臣財政演説においても、「国債管理政策につきましては、借換債等を含む国債発行総額が約 150 兆円と、依然として極めて高い水準にある中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき適切に運営してまいります。」と言及されているところです。

こうした中、国債発行当局としては、

- 1 確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、
- 2 中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保する

という基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-1-1 : 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

政3-1-2 : 国債市場の流動性維持・向上

政3-1-3 : 保有者層の多様化

政3-1-4 : 市場との対話等

政3-1-5 : 国債に係る国民等の理解の向上のための取組

関連する内閣の基本方針

○「第196回国会 財務大臣財政演説」(平成30年1月22日)

施策 政3-1-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行・債務管理

取組内容

国債残高が増加し今後も大量の国債発行が見込まれる中、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うことは、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のために重要です。

平成30年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達します。

平成30年度の当初予算上、必要となる国債発行総額は前年度から4.1兆円減少し、149.9兆円となっています。通常の入札による市中発行額(カレンダーベース市中発行額(用語集参照))については、上記の減少に加え、額面以上の価格で国債を発行できることによる超過収入も考慮し、前年度から7.0兆円減額し、134.2兆円としています。

平成30年度国債発行計画の年限別発行額については、市場のニーズも踏まえつつ、バランスのとれた減額をしています。具体的には、

－これまで増額してきた30年債及び40年債は減額(それぞれ対前年度当初比▲1.2兆円、同▲0.6兆円)する一方、2年連続で減額してきた20年債は現状維持とします。

－中短期債(5年、2年、1年債)は、マイナス利回りで需要が限定的であることから、大幅に減額(同▲5.8兆円)しますが、銀行の担保ニーズ等のある2年債は減額幅を抑制(同▲1.2兆円)します。

| | |
|--|---|
| | <p>一流動性供給入札（用語集参照）について、市場の流動性低下への懸念に配慮し、増額（同 +1.8兆円）しています。ゾーン毎の発行額等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。現時点では、対平成29年度見込みで、残存1年～5年ゾーンは+0.7兆円、残存5年～15.5年ゾーンは+0.6兆円、残存15.5年～39年ゾーンは+0.4兆円増額する想定です。</p> <p>今後、平成30年度中の財政需要の変動や市場の状況等を踏まえ、必要に応じ、年度の途中でも発行計画を機動的かつ柔軟に見直します。</p> <p>また、平成31年度国債発行計画についても、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、確実かつ円滑に国債が発行できるよう、市場のニーズ・動向や借換債の発行額の将来推計等も踏まえて策定します。</p> <p>買入消却（用語集参照）についても、一定の枠を設け、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に実施します。</p> |
|--|---|

定性的な測定指標

[主要]政3-1-1-B-1:市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行

(平成30年度目標)

平成30年度国債発行計画に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うとともに、国債市場の流動性の維持・向上にも取り組みます。

また、入札の実施日・発行額等を事前に周知すること等により、国債、政府短期証券（用語集参照）及び借入金の入札を確実かつ円滑に実施します。

さらに、平成31年度国債発行計画についても、市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限等のバランスのとれた計画を策定します。

(目標の設定の根拠)

大量の国債発行が続く中で、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制を図るためには、市場のニーズに即して発行することが重要であり、また、国債市場の流動性の維持・向上は、中長期的な調達コストの抑制にも資するためです。

また、国債等の入札については、入札参加者にとって予見可能性の高い運営を図ることが、必要な財政資金を確実かつ低コストで調達する上で重要です。

さらに、平成31年度国債発行計画においても引き続き、市場のニーズ・動向等を踏まえた計画策定が重要です。

[主要]政3-1-1-B-2:適切な債務管理

(平成30年度目標)

借換債の発行額の将来推計等を活用し、平成31年度国債発行計画の策定を行います。

また、買入消却の枠の範囲内で、市場参加者の意見や市場の状況等を踏まえ、適切に買入消却を実施します。

(目標の設定の根拠)

国債残高が多額に上り、今後も大量の国債発行が見込まれる中、将来の借換債の動向等を分析・把握することは、適切な債務管理を行っていく上で重要なためです。同時に、過去に発行した国債の適切な管理に取り組むことも重要です。

| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
|-----------------|--|
| 該当なし | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「10年新発債利回りの推移」 ○参考指標 2 「国債のイールドカーブ」 ○参考指標 3 「国債の年限間スプレッドの推移」 ○参考指標 4 「借換債発行額の将来推計」 ○参考指標 5 「買入消却実施実績」 |
| 施策 | 政3-1-2: 国債市場の流動性維持・向上 |
| 取組内容 | <p>国債市場の流動性の維持・向上は、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制に資することから、国債管理政策においても十分留意すべき課題と考えています。また、我が国の国債市場が高い流動性を有することは、市場参加者の求めるところでもあります。</p> <p>このような観点から、市場参加者の声や国債市場の動向を踏まえつつ、流動性の維持・向上に取り組んでいきます。具体的には、流動性供給入札について、市場の流動性低下を懸念する声に配慮し、前年度当初から1.8兆円増額します。ゾーン毎の発行額等については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します。</p> |
| 定性的な測定指標 | |
| | [主要] 政3-1-2-B-1: 国債市場の流動性維持・向上 |
| | <p>(平成30年度目標)</p> <p>平成30年度国債発行計画に沿って、国債市場の流動性維持・向上を行います。</p> <p>具体的には、流動性供給入札について、市場において流動性低下を懸念する声に配慮し、前年度当初から増額します。</p> |
| | <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>流動性供給入札を増額することは、国債市場の流動性の維持・向上に寄与すると考えられるためです。</p> |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
| 該当なし | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「投資家の国債取引高と回転率」 ○参考指標 2 「流動性供給入札の発行額（総額及びゾーン別発行額）の推移」 ○参考指標 3 「債券市場の機能度（日本銀行「債券市場サーベイ」）」 |
| 施策 | 政3-1-3: 保有者層の多様化 |
| 取組内容 | <p>国債の保有者層の多様化を進めることで、国債がより安定的に消化されるように努めます。</p> <p>個人投資家向けの販売については、平成30年度国債発行計画において、発行予定額を3.3兆円としているところです。</p> <p>また、取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として「国債トップリテラー会議」</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>の開催、ウェブサイト上での個人向け国債等販売上位機関の公表 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbtr/index.html) 等を行うことにより、個人投資家の国債保有促進に努めます。</p> <p>海外投資家については、様々なネットワークやチャネルを通じて情報提供を実施していきます。また、海外 I R (用語集参照) の展開に当たっては、個別投資家訪問を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供に努めます。効果的・効率的な海外 I R を実施し、海外投資家との親密なリレーションを構築することにより、引き続き日本国債の保有促進に努めていきます。</p> |
| 定性的な測定指標 | |
| [主要] 政3-1-3-B-1: 保有者層の多様化 | |
| (平成30年度目標) | |
| <p>個人や海外投資家を含めた保有者層の多様化を図る観点から、個人向け国債の利便性の向上や海外投資家に対する I R に取り組んでいきます。</p> | |
| (目標の設定の根拠) | |
| <p>銀行等の市中金融機関の保有割合が高く、個人や海外投資家の保有割合が低い日本の国債市場は、市況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方向に流れがちな傾向にあります。そのため、国債市場の安定化の観点から、様々な市場の見方や投資スタンスに基づいた国債取引が行われるよう、国債の保有者層の多様化を図ることが重要なためです。</p> | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
| 該当なし | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「国債の保有者別内訳の推移」 ○参考指標 2 「海外投資家との面談回数」 ○参考指標 3 「在外海外投資家への訪問回数」 ○参考指標 4 「個人投資家向け国債の発行額 (実績) 及び計画額」 ○参考指標 5 「英文ニュースレター送付先件数」 |
| 施策 | 政3-1-4: 市場との対話等 |
| 取組内容 | <p>市場参加者との定期的かつオープンな対話を通じ、当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制のために重要です。こうした観点から、「国債市場特別参加者会合」や「国債投資家懇談会」を引き続き開催するなど、市場参加者との緊密な意見交換を行います。また、中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について高い識見を有する民間の方々等から意見・助言等を得るため、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を引き続き開催します。</p> <p>さらに、国債発行当局としては、入札の結果発表等を確実かつ速やかに行うことで、市場の透明性を高めることに努めます。</p> <p>こうした観点から、必要な財政資金を確実に調達するとともに、市場の透明性を十分に確保するよう努めます。</p> |

定量的な測定指標

| [主要] | 会合名 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|---------------------------|-------------------|--------|------|------|------|---------|
| 政3-1-4-A-1：国債関係の懇談会等の開催状況 | 国の債務管理の在り方に関する懇談会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 国債市場特別参加者会合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 国債投資家懇談会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(注) 当該年度内に懇談会等の開催実績がある場合には○、ない場合には×を記載。

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等(施策3-1-4)は、国債関係の懇談会等を中心に行っていることから、これらの開催を指標としました。市場参加者・有識者との定期的かつオープンな対話を通じ、国債管理政策の企画及び立案を行うこと、並びに施策を適時・的確に市場に発信することは重要であることから、これらの趣旨を踏まえて開催することを目標としました。

| [主要] | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|----------------------------------|--------------------------|--------|------|-------|----------|---------|
| 政3-1-4-A-2：入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合 | 入札回数(a) | 233 | 229 | 229 | 229 | — |
| | うち入札の結果発表を所定の時刻に行った回数(b) | 231 | 228 | 229 | 229【P】 | — |
| | 割合(%) (b)／(a) | 99.1 | 99.6 | 100.0 | 100.0【P】 | 100.0 |

(注1) 測定対象は、国債、国庫短期証券及び借入金の入札回数。

(注2) この指標は入札が行われる場合における結果発表状況に係るもので、入札回数に対する目標値ではありません。

(出所) 理財局国債業務課調

(目標値の設定の根拠)

市場との対話等(施策3-1-4)において、入札の結果発表を確実かつ速やかに行うことは、市場参加者の予測可能性を高めることにつながり、政策目標を達成する観点から重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。

定性的な測定指標

| |
|---|
| [主要]政3-1-4-B-1：市場との対話等 |
| (平成30年度目標) |
| 国債関係の懇談会等の開催、入札結果の確実かつ速やかな発表のほか、市場との緊密な意見交換を行います。 |
| (目標の設定の根拠) |
| 市場との対話等を通じて、国債発行当局の施策を適時・的確に市場に発信することや、市場のニーズや動向を的確に把握することは、政策目標の達成に向けて重要なためです。 |

今回廃止した測定指標とその理由

○[主要]政3-1-4-A-1(旧)(国債関係の懇談会等の開催状況)

個人向け販売分に関する市場との対話として、定期的に「国債トップリテラー会議」を開催し、取扱

機関の意見も踏まえつつ、販売促進につながるような各種見直しを行ってきました。

その結果、個人の様々なニーズに応じて、取扱機関が円滑に販売できるようになったことから、今後は、定期的な開催ではなく、必要に応じて随時開催することが適切と考え、定期的な開催を定量的な測定指標とすることを廃止しました。

また、市中発行分全体については、市場のニーズや動向の変動も大きく、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」等については、定期的開催することが適切であることから、引き続き、定期的な開催を定量的な測定指標として使用します。

- 〔主要〕政 3-1-4-A-3 (旧) (「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した割合)
当該取組は、市場との対話に資しますが、それ以上に、国民等の理解の向上に資する取組と考えたため、市場との対話等 (政 3-1-4) から国債に関する国民等の理解の向上のための取組 (政 3-1-5) へ移すこととしました。

参考指標

該当なし

施策 政3-1-5：国債に係る国民等の理解の向上のための取組

取組内容

国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高め、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。具体的には、「債務管理レポート」（日本語版、英語版）の年1回発行や「国債ニュースレター」（英語版）の毎月発行、債務残高の所定の時期における公表等を行い、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していきます。さらに、個人向け国債の広告媒体ごとの効果の測定結果等を踏まえ、媒体の重点化を行います。これらにより、国債に係る国民等の理解の向上に努めます。

定量的な測定指標

| [主要] 政 3-1-5-A-1 : | 作成頻度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 目標値 |
|----------------------------------|----------------------------|--------|------|------|------|-------------|
| 国債関係の 定期的な公 表資料の年 間公表回数 | 債務管理レポート(日) 年1回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 債務管理レポート(英) 年1回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 日本国債ニュースレター (英) 毎月1回 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 国債統計年報 年1回 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(出所) 理財局国債企画課調

(目標値の設定の根拠)

定期的な公表資料を通じて、我が国の国債市場や国債管理政策についての情報を発信していくことが、国債に係る国民等の理解の向上 (施策3-1-5) のためには重要であるため、公表回数の達成を目標値としました。

| [主要] 政 3-1-5-A-2:「国債 及び借入金並び に政府保証債務 現在高」を所定の 時期に公表した 割合 | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|--|--|--------|-------|-------|-------|---------|
| | 前年度 第 4 四半期分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第 1 四半期分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第 2 四半期分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 第 3 四半期分 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 割合 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| <p>(注 1) 「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」を所定の時期に公表した場合には○、所定の時期に公表していない場合に×を記載</p> <p>(注 2) 各四半期末時点における国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、当該四半期終了後 1 ヶ月半以内に公表。</p> <p>(注 3) 補足として、利払い・償還財源が主として税財源により賄われる債務を整理した「国と地方の長期債務残高」との比較資料も併せて公表。</p> <p>(出所) 理財局国債企画課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>公的債務全体の現状に関する情報を所定の時期に公表し、国債管理政策の透明性の向上を図ることは、国債に係る国民の理解の向上(施策3-1-5)を図る上で重要であるため、目標値として「100.0%」を設定しました。</p> | | | | | | |
| 定性的な測定指標 | | | | | | |
| [主要]政 3-1-5-B-1 : 国債に係る国民等の理解の向上 | | | | | | |
| (平成 30 年度目標) | | | | | | |
| 「債務管理レポート」や「国債ニュースレター」の発行のほか、積極的にウェブサイト等を通じた情報発信や広報活動に努めます。また、個人向け国債の国債広告についても、内容を充実させ、国民の理解の向上に努めます。 | | | | | | |
| (目標の設定の根拠) | | | | | | |
| 国債の安定消化を確保する等の観点から、国債市場や国債管理政策についての透明性を高めるには、国債に係る国民等の理解の向上が重要なためです。 | | | | | | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「個人向け国債及び、その商品性の認知状況の推移」 ○参考指標 2 「個人向け国債お知らせメールの登録者数」 ○参考指標 3 「国債等に関する情報のウェブサイトへのアクセス件数と個人向け国債ウェブサイトへのアクセス件数の合計」 | | | | | |

| 政策目標に係る予算額 | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度当初 | 平成30年度 行政事業レ ビュー番号 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|
| (項) 国債整理支出 | 200,823,599,536 千円 | 197,910,076,083 千円 | 191,488,095,288 千円 | 187,582,649,438 千円 | |
| (事項) 公債等償還に必要な経費 | 189,240,915,205 千円 | 187,195,377,796 千円 | 181,648,962,004 千円 | 176,826,926,350 千円 | |
| (事項) 公債利子等支払に必要な経費 | 11,582,684,331 千円 | 10,714,698,287 千円 | 9,839,133,284 千円 | 10,755,723,088 千円 | |
| その他 | 26,126,653,109 千円 | 23,530,196,384 千円 | 27,368,362,966 千円 | 27,038,537,482 千円 | |
| 内 政府借入金入札システム(旧国庫事務電算化システム) | 31,960 千円 | 31,959 千円 | 156,750 千円 | 207,653 千円 | 0013 |
| 内 国債整理基金の経理 | 3,190,955,537 千円 | 1,179,708,052 千円 | 4,596,719,085 千円 | 3,638,044,876 千円 | |
| 合計 | 226,950,252,645 千円 | 221,440,272,467 千円 | 218,856,458,254 千円 | 214,621,186,920 千円 | |

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-1に係る予算額を記載しています。

(注2) 国債整理基金特別会計における「公債等の償還及び発行に関する諸費等に必要な経費」は、その他に含まれます。

| | | | |
|--------------|-------------------|-------------------|---------|
| 担当部局名 | 理財局 (国債企画課、国債業務課) | 政策評価実施予定時期 | 平成31年6月 |
|--------------|-------------------|-------------------|---------|

○ 政策目標 3 - 2 : 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>政策目標の内容及び目標設定の考え方</p> | <p>財政投融資（用語集参照）は、財投債（国債）（用語集参照）の発行により調達した資金などを財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間だけでは対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。</p> <p>財政投融資の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。</p> <p>さらに、財政投融資に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融資計画（用語集参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融資に関するディスクロージャーを推進するとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。</p> <p>その他、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理（ALM）（用語集参照）により財務の健全性の確保に努めます。</p> |
|---------------------------------|---|

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

| |
|--|
| 政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成 |
| 政3-2-2：政策コスト分析等のディスクロージャーの推進 |
| 政3-2-3：財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実 |
| 政3-2-4：貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保 |

関連する内閣の基本方針

- 「第196回国会 財務大臣財政演説」（平成30年1月22日）
- 「「まち・ひと・しごと創生総合戦略」改訂2017」（平成29年12月22日閣議決定）
- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）

施策

政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融資対象機関に対する適切な審査に基づく財政投融資計画の編成

取組内容

平成31年度財政投融資計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応します。

各省庁・機関の財政投融資計画の要求に対し、それぞれの政策目的を的確に達成するため、

対象分野、スキーム、事業及び財投の規模等について、政策的必要性の精査、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことにより、その内容を平成31年度財政投融资計画に反映します。

各省庁・機関においては、平成31年度財政投融资計画の要求を行うにあたり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して政策評価の結果が合わせて提出されます。要求内容の審査にあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用します。また、審査における政策評価の活用事例は、財務省ウェブサイトに掲載します。

また、財政投融资計画の編成にあわせて、財政融資資金による新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な資金を十分に精査し、財投債の発行規模を決定します。

産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。

財政投融资は、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現する上で重要な役割を果たしていることから、社会経済情勢等に応じた財政投融资計画の編成を行ってまいります。

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-2-1-B-1: 社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策評価を活用した適切な審査に基づく財政投融资計画の編成

(平成30年度目標)

平成31年度財政投融资計画の編成においては、国民のニーズや社会経済情勢等の変化などを踏まえ、政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、政策的に必要な資金需要に的確に対応していきます。

(目標の設定の根拠)

政策的必要性や民業補完性・償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会情勢等の変化などを踏まえた編成を行うことで、財政投融资を活用して政策的に必要な資金需要に的確に対応することが可能となるためです。

〔主要〕 政3-2-1-B-2: 産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

(平成30年度目標)

平成31年度財政投融资計画の編成において、産業投資については、投資によって長期リスクマネーを供給し、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない事業を支援していきます。

その際、出資先の官民ファンドに対しては、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、的確に投資を実行するための業務態勢の確保や投資実績の適切な評価等、適切な運営を求めるとともに、投資内容及び投資実行後の状況等を確認してまいります。

(目標の設定の根拠)

中長期的な視点に立った投資は、日本経済の持続的成長を支える重要な要素のひとつであるため、民間が負担しきれないリスクマネーを政府が呼び水として供給する必要があります。このため、官民の適切なリスク分担の下、産業投資による中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大を図るものです。

投資内容及び投資実行後の状況等についての報告を求め、運営状況の確認を行うことによって、官民ファンドの適切な運営が確保され、ひいては政策目的の実現及び産業投資の毀損の回避が可能となるからです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「財政投融资計画の推移（フロー・ストック）」
- 参考指標 2 「財政投融资計画及び実績（機関別）」
- 参考指標 3 「財政融資資金の融通条件」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa291220/zaito291220_gian6.pdf)

施策 政3-2-2: 政策コスト分析等のディスクロージャーの推進**取組内容**

政策コスト分析（用語集参照）とは、財政投融资を活用する事業について、一定の前提条件を設定して将来キャッシュフロー等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して、①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。事業の妥当性を判断する材料として、将来どの程度の補助金等が投入され、あるいはあらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、その結果を政策コストとして開示することは、将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政投融资の透明性を高める役割があります。引き続き財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。

また、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行い、財政投融资計画の編成にあたって審査過程がオープンなものとなるよう努めます。

これまで、財務省のウェブサイト (<https://www.mof.go.jp/filp/index.html>) や「財政投融资リポート」について、内容の充実を図り、より分かりやすいものとなるよう工夫するなど、情報発信の強化に努めており、財政投融资計画残高見込（財投機関別）、財政投融资計画参考資料及び機関別事業計画・資金計画を作成し、機関別・月別の財政投融资の実績とともにウェブサイトにおいて公表しています。引き続きディスクロージャーの推進を図り、財政投融资の公表内容の充実・広報に努めます。

定量的な測定指標

| [主要] 政3-2-2-A-1 : 財政投融资 関係の定期 | 年度 | 作成頻度 | 平成 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|--|-----------|------|------------|------|------|------|---------|
| | 財政投融资リポート | 年1回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| FILP REPORT | 年1回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 財政投融资リポート（別冊） | 年1回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | | | |
|---|--|-------------------------------------|---|--|---|-------------------------------|---|
| 的な資料の 公表及び内 容の充実 | FILP REPORT (Extension Volume) | 年 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 財政金融統計月報 | 年 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 財政融資資金現在高 | 月 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 産業投資現在高 | 月 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 財政融資資金預託金利・貸 付金利 | 月 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 翌年度財政投融资計画要求 | 年 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 財政投融资計画月別実行状況 | 月 1 回 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 財政投融资レポートの内容の充実に向 けた取組（解説を充実させたトピック） | 官民ファ ンドを通 じたリス クマネー 供給等 | 「地方への 好循環拡大 に向けた緊 急経済対 策」への対 応 | 低金利状 況を活か した財政 投融资の 積極的な 活用 | 平成28年 度におけ る財政投 融資計画 の補正・ 追加 | 時々の経済・金 融情勢等を踏ま えた内容を記載 | |
| <p>(注) リポート等を、所定の頻度で作成している場合には○、作成していない場合にはーを記載 (出所) 理財局財政投融资総括課調 (目標値の設定の根拠) 財政投融资に関するディスクロージャーを推進し、国民からの信頼、市場からの信託を維持する ため、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行 うことが重要です。</p> | | | | | | | |
| 定性的な測定指標 | | | | | | | |
| [主要] 政3-2-2-B-1:政策コスト分析の充実 | | | | | | | |
| (平成30年度目標) | | | | | | | |
| 財政融資対象の全機関において政策コスト分析の実施及び公表内容の充実に努めます。 | | | | | | | |
| (目標の設定の根拠) | | | | | | | |
| 財政投融资に対する国民の信頼を確保する観点から、ディスクロージャーを積極的に推進する必要 があるためです。 | | | | | | | |
| [主要] 政3-2-2-B-2:財政投融资計画編成に係る情報の公表 [新] | | | | | | | |
| (平成30年度目標) | | | | | | | |
| 平成31年度財政投融资計画編成過程において開催される財政制度等審議会財政投融资分科会への 提出資料等を速やかに公表します。 | | | | | | | |
| (目標の設定の根拠) | | | | | | | |
| 財政投融资計画編成に対する国民の信頼を高める観点から、ディスクロージャーを積極的に推進す る必要があるためです。 | | | | | | | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | |
| 参考指標 | ○参考指標 1 「各機関における政策コスト」 | | | | | | |
| | ○参考指標 2 「財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html) | | | | | | |
| | ○参考指標 3 「財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表」 (https://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/index.html) | | | | | | |
| | ○参考指標 4 「財政投融资に関するウェブサイトへのアクセス件数の推移」 | | | | | | |

| 施策 | 政3-2-3: 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実 | | | | | | |
|-------------------------------|---|--------|--------|-------|-------|-------|-------------|
| 取組内容 | <p>財政投融资対象機関に対する実地監査及び地方公共団体の財務状況把握の充実・活用を図るとともに、実施結果を公表します。</p> <p>平成22年度から、従来の実地監査に加えて、財政投融资の透明性の向上の観点から、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）を行っており、引き続き実施する予定です。</p> <p>また、実地監査の結果を毎年度の財投編成時の審査等に活用し、事業の見直し等に努めるとともに、実地監査結果の反映状況等を公表します。</p> | | | | | | |
| 定量的な測定指標 | | | | | | | |
| [主要] 政3-2-3-A-1: 実地監査結果 | 独立行政法人等 | | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 目標値 |
| | 計画件数 | | 6 | 5 | 3 | 3 | N. A. |
| | 実績件数 | | 6(1) | 5(1) | 3(0) | N. A. | / |
| | 実施率(%) | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | N. A. | |
| | 地方公共団体等 | | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 目標値 |
| | 貸付資金の 使用状況等 (団体数) | 計画件数 | 278 | 280 | 254 | 256 | N. A. |
| | | 実績件数 | 277 | 280 | 254 | N. A. | / |
| | | 実施率(%) | 99.6 | 100.0 | 100.0 | N. A. | |
| | 公営企業の 経営状況 (企業数) | 計画件数 | 429 | 431 | 414 | 408 | N. A. |
| | | 実績件数 | 428 | 431 | 414 | N. A. | / |
| | | 実施率(%) | 99.8 | 100.0 | 100.0 | N. A. | |
| | <p>(注1) 独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上しています。また、（ ）内は政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。</p> <p>(注2) 平成29年度実績は、平成30年6月までにデータが確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注3) 平成30年度目標値の計画件数については、平成30年5月及び7月に実施計画を策定することとしているため、平成31年度実施計画に掲載予定です。</p> <p>(出所) 理財局管理課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>財政投融资対象機関に対する実地監査の実施は、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図る観点から重要であるため、実施率の目標値として「100.0%」を設定しています。</p> | | | | | | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | |
| 参考指標 | 該当なし | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 施策 | 政3-2-4: 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保 |
| 取組内容 | <p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行います。</p> <p>また、財政投融资特別会計の財務の健全性を確保するため、資産と負債のデュレーション・ギャップ（用語集参照）の調整等に有効な金利スワップ取引（用語集参照）などを通じて、引き続き的確な資産負債管理に取り組むこととします。</p> |
| 定性的な測定指標 | |
| <p>[主要] 政3-2-4-B-1 : 貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保</p> | |
| <p>(平成30年度目標)</p> | |
| <p>財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利変動リスクを低減させるよう財投債の発行年限を可能な限り調整すること等、的確な資産負債管理を行い、財務の健全性を確保します。</p> | |
| <p>(目標の設定の根拠)</p> | |
| <p>財政投融资として、政策的必要性の高い資金需要に的確に対応していくためには、その前提として、貸付金の確実な回収と的確な資産負債管理による財務の健全性の確保が重要なためです。</p> | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
| <p>該当なし</p> | |
| 参考指標 | <p>該当なし</p> |

| 政策目標に係る予算額 | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度当初 | 平成30年度行政事業レビュー番号 |
|--|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 財政投融资特別会計 財政融資資金勘定 | 31,721,605,363 千円 | 40,474,855,063 千円 | 26,956,964,249 千円 | 26,078,695,055 千円 | |
| (項) 財政融資資金へ繰入 | 14,000,000,000 千円 | 19,600,000,000 千円 | 12,000,000,000 千円 | 12,000,000,000 千円 | |
| (事項) 財政融資資金へ繰入れに必要な経費 | 14,000,000,000 千円 | 19,600,000,000 千円 | 12,000,000,000 千円 | 12,000,000,000 千円 | |
| (項) 諸支出金 | 385,198,339 千円 | 387,684,465 千円 | 343,025,697 千円 | 317,750,362 千円 | |
| (事項) 預託金利息支払等に必要な経費 | 385,198,339 千円 | 387,684,465 千円 | 343,025,697 千円 | 317,750,362 千円 | |
| (項) 国債整理基金特別会計へ繰入 | 17,334,510,663 千円 | 20,485,187,002 千円 | 14,612,106,487 千円 | 13,759,166,396 千円 | |
| (事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費 | 17,334,510,663 千円 | 20,485,187,002 千円 | 14,612,106,487 千円 | 13,759,166,396 千円 | |
| その他 | 1,896,361 千円 | 1,983,596 千円 | 1,832,065 千円 | 1,778,297 千円 | |
| 財政投融资特別会計 投資勘定 | 275,708,766 千円 | 566,708,310 千円 | 379,208,238 千円 | 364,508,238 千円 | |
| (項) 産業投資支出 | 275,700,000 千円 | 566,700,000 千円 | 379,200,000 千円 | 364,500,000 千円 | |
| (事項) 産業投資に必要な経費 | 275,700,000 千円 | 566,700,000 千円 | 379,200,000 千円 | 364,500,000 千円 | |
| その他 | 8,766 千円 | 8,310 千円 | 8,238 千円 | 8,238 千円 | |
| 一般会計 | — | 259,000,000 (注2) 千円 | — | — | |
| (項) 産業投資支出財政投融资特別会計へ繰入 | — | 259,000,000 千円 | — | — | |
| (事項) 産業投資支出の財源の財政投融资特別会計投資勘定へ繰入れに必要な経費 | — | 259,000,000 千円 | — | — | |
| 合計 | 31,997,314,129 千円 | 41,300,563,373 千円 | 27,336,172,487 千円 | 26,443,203,293 千円 | |

(注1) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標3-2に係る予算額を記載しています。

(注2) 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)を踏まえた、産業投資支出の財源の一部として一般会計から財政投融资特別会計投資勘定に行った繰入れです。

| | | | |
|-------|------------------------|------------|---------|
| 担当部局名 | 理財局(財政投融资総括課、計画官室、管理課) | 政策評価実施予定時期 | 平成31年6月 |
|-------|------------------------|------------|---------|

○ 政策目標 3 - 3 : 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

国民共有の貴重な財産である国有財産（用語集参照）については、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくとともに適正な管理・処分を行うこととし、具体的には以下のとおり取り組みます。

(1) 国有財産の適正な管理・処分及び有効活用の推進

庁舎については、既存庁舎の効率的な使用を推進するとともに、老朽化等により建替えを要する場合は利用者利便向上に十分配慮しつつ、移転・集約化等を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。

国有財産の有効活用を促進するため、PRE戦略（用語集参照）に示されているとおり、国有財産監査については、毎年度監査計画を策定し、監査の充実・強化を進めていきます。

未利用国有地（用語集参照）については、売却するだけでなく、個々の財産の特性や実情を把握した上で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた介護や保育などの社会福祉分野における国有地の更なる活用も含め、地域や社会のニーズに対応した国有地の有効活用に取り組んでいきます。

学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、今後、国有財産の管理処分手続きを明確化するとともに、外部有識者によるチェックなど売却価格の客観性を確保します。また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、改正された行政文書の管理に関するガイドラインや森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。

(2) 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

国有財産増減及び現在額総計算書等について、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、国会への早期報告に努めます。

また、積極的な情報の公開・発信とともに、情報提供の内容の充実や財務省ウェブサイト等の利便性向上に、引き続き取り組みます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進

政3-3-2：宿舎の適正な管理の実施

政3-3-3：行政財産等の監査の実施

政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進

政3-3-5：普通財産等（土地、政府保有株式等）の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議取りまとめ）
- 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「防災基本計画」（平成29年4月11日中央防災会議決定）
- 「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）
- 「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）」（平成29年12月22日閣議決定）

施策 政3-3-1：庁舎の効率的な使用の推進

取組内容

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の有効活用を推進します。また、国公有財産の最適利用の観点から、地方公共団体と連携した効率的な整備にも取り組みます。

具体的には、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足等を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進します。また、老朽化等により継続して使用することが困難な庁舎については、利用者利便向上に十分配慮しつつ、スクラップ・アンド・ビルドの考え方に基づく特定国有財産整備計画（用語集参照）の活用も含めた移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法を選択します。更に、庁舎整備にあたっては、地方公共団体との合築などにも取り組みます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政3-3-1-B-1：庁舎の入替調整等の実施状況

（平成30年度目標）

庁舎については、行政組織の見直しによって生じる既存庁舎の過不足を解消し、借受庁舎の解消による借受費用の縮減や売却可能財産の創出を図るため、監査の結果等を有効に活用した上で省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、引き続き、既存庁舎の効率的な使用を推進します。

（目標の設定の根拠）

現下の厳しい財政事情を踏まえ、庁舎の効率的な活用を推進する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「既存庁舎等の入替調整等実績の推移」
- 参考指標 2 「庁舎等使用調整計画による借受費用縮減及び売却可能財産の創出実績の推移」

| | |
|--|---|
| 施策 | 政3-3-2：宿舎の適正な管理の実施 |
| 取組内容 | <p>宿舎については、真に公務のために必要な戸数まで削減したところであり、今後も現下の厳しい財政事情も踏まえつつ、国家公務員宿舎の適正な管理を実施します。</p> <p>具体的には、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、計画的に改修等を行うことにより、適正な管理を実施します。</p> |
| 定性的な測定指標 | |
| [主要] 政 3-3-2-B-1：宿舎の改修等工事の実施状況[新] | |
| (平成30年度目標) | |
| (目標の設定の根拠) | |
| <p>宿舎については、既存ストックの有効活用を図る観点から、長寿命化等によるトータルコストの軽減を図ることとし、個々の宿舎の状況に基づいて、引き続き、計画的に改修等を行います。</p> <p>現下の厳しい財政事情を踏まえ、個々の宿舎の状況に基づき、適正に管理を実施する必要があるためです。</p> | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
| <p>○(旧) 測定指標政3-3-3-A-1「宿舎戸数の推移」</p> <p>(理由)</p> <p>「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)等に基づき、約16.3万戸まで宿舎戸数の削減を達成しました。今後は約16.3万戸を上限として、国家公務員宿舎の適正な管理を実施することから、当該測定を参考指標としました。</p> | |
| 参考指標 | ○参考指標 1「宿舎戸数の推移」 |
| 施策 | 政3-3-3：行政財産等の監査の実施 |
| 取組内容 | <p>国有財産の有効活用を促進するため、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、主に以下の事項を中心に従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査を進めています。</p> <p>A 各省各庁が所管する庁舎等及び宿舎の公用財産を対象に、組織の改編・統廃合等に伴って生じる土地及び建物の非効率的な利用に対し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出など有効活用を促進する観点から監査を実施しています。</p> <p>B 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産及び当該公共用財産を管理する事務所等を対象に、その目的に応じた機能の発揮の実態を把握し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出の観点から一体的な監査を実施しています。</p> <p>引き続き、こうした方針に基づき、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するよう努めます。</p> |

| 定量的な測定指標 | | | | | | |
|---|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| [主要] | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
| 政3-3-3-A-1：監査実施割合（単位：％） | 目標値 | 100.0 | 100.0 | 100.0 (525) | 100.0 (520) | 100.0 (516) |
| | 実績値 | 100.0 (530) | 100.0 (530) | 100.7 (529) | N.A. (N.A.) | |
| <p>(注1) 監査計画に対する実績の割合 目標値の（ ）内は年度当初計画の件数 実績値の（ ）内は実績の件数</p> <p>(注2) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。</p> <p>(注3) 平成26年度及び27年度の実績値は、最終的な監査計画に対する実施割合としていますが、平成28年度からの実績値は年度当初計画に対する実施割合としていますが。</p> <p>(出所) 理財局国有財産調整課国有財産監査室調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国有財産の有効活用を促進するため、国有財産の監査の充実・強化を図っており、現地における深度ある監査を進めています。</p> <p>引き続き、現地における深度ある監査を監査計画に対して100%実施するため、目標値を設定しました。</p> | | | | | | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | |
| 参考指標 | 該当なし | | | | | |

| 施策 | 政3-3-4：未利用国有地等の有効活用の推進 |
|------|---|
| 取組内容 | <p>国有財産は国民共有の貴重な財産であるため、売却するだけでなく、地域や社会の要請に応じて有効活用を図ることはとりわけ重要と考えられることから、以下の取組を推進していきます。</p> <p>A 地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、介護や保育など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用するため、未利用国有地の情報提供を行い、地方公共団体等からの要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを行います。</p> <p>B 地方公共団体等からの利用要望のない国有地については計画的に一般競争入札を実施します。</p> <p>C 「防災基本計画」を踏まえ、国有地の売却等に当たっては、地方公共団体との連携を通じ、災害応急対策等への備えとして避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。</p> <p>D 一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札（用語集参照）や二段階一般競争入札（用語集参照）の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。</p> <p>E 売却が困難な財産のうち、無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の売却が可能な場合には、交換制度の活用を検討します。また、隣接地との境界が未確定となっている財産等に</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。</p> <p>F 売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や、売却困難財産及び売れ残り財産については、税外収入の確保に加え管理コストを削減する観点から、一時貸付に係る要望を募るなど、その有効活用を図ることとします。</p> <p>G 売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。</p> |
|--|--|

定量的な測定指標

| 政 3-3-4-A-1：未利用 国有地（財務省所管 一般会計所属普通財 産）の一般競争入札 実施状況 （単位：％） | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|--|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | 目標値 | — | — | 90 以上 (1, 342) | 90 以上 (1, 262) | 90以上 (N. A.) |
| 実績値 | 75.5 (1, 265) | 97.3 (1, 322) | 99.9 (1, 341) | N. A. (N. A.) | | |

（注 1）（ ）内は入札件数

（注 2）平成 26 年度の一般競争入札実施件数（実績値）は、前年度以前の不調、不落財産で売却可能性の向上が見込めない財産を入札に付さなかったことから、一般競争入札実施計画件数を大幅に下回っています。これを受け、平成 27 年度以降の一般競争入札実施計画件数については、財産の内容をより精査して設定しています。

（注 3）平成 29 年度の実績値は、平成 30 年 6 月に確定し、平成 29 年度の実績評価書に掲載します。

（出所）理財局国有財産業務課調

（目標値の設定の根拠）

未利用国有地が発生した場合にはまず、地方公共団体等から公的取得等要望を募り、要望がない場合には、一般競争入札に付しているところです。一般競争入札の実施に当たっては、税外収入の確保に努めるため一般競争入札を計画的に実施する必要があり、過去の実績値を参考に、実施計画に対する実績の割合を目標値として設定しました。

定性的な測定指標

〔主要〕政 3-3-4-B-1：介護や保育などの人々の安心につながる分野での国有財産の有効活用

（平成 30 年度目標）

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、介護施設や保育所等の整備にあたっては、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて定期借地制度を利用した貸付けを行います。

なお、用地確保が困難な都市部等における介護施設整備を促進するため、定期借地制度による貸付料を 5 割減額するなど、「介護離職ゼロ」に向けた介護施設整備の促進に貢献します。

（目標の設定の根拠）

「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「介護離職ゼロ」に向けた緊急対策として「国有地の更なる活用」が取りまとめられていること、また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「国有地の更なる活用により受け皿の拡大を促進する」とされていること、さらには、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月公表）において、「未利用国有地の優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けの継続的取組みに加え、都市公園敷地として無償貸付中の国

有地の活用等を図る」とされていることなどから、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を図る必要があるためです。なお、「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改定版」において、「国有地の定期借地件数」について、「目標は設定せず、件数をモニターする」とされています。

政3-3-4-B-2：災害応急対策等の備えなど防災に関する諸活動の推進への国有財産の有効活用

(平成30年度目標)

災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難所、備蓄など防災に関する諸活動の推進に配慮します。

(目標の設定の根拠)

「防災基本計画」において、防災に関する諸活動の推進に当たり、国有財産の有効活用を図るとされているためです。

政3-3-4-B-3：地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用

(平成30年度目標)

一定規模以上で、需要が高く、民間事業者による様々な企画提案が期待されるなどの土地については、資産価値の向上やまちづくりの観点から、地区計画活用型一般競争入札や二段階一般競争入札の活用も含めて検討し、地方公共団体と連携のうえ、処理方針を決定します。

(目標の設定の根拠)

まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させ、資産価値の向上や地域経済の活性化等の効果を実現するためです。

政3-3-4-B-4：交換制度の活用及び瑕疵等明示売却の実施

(平成30年度目標)

無道路地・不整形地といった土地の形状により建物が建てられない財産等において、隣接している土地と交換することで土地の有効活用が可能な場合には、交換制度を活用します。

また、隣接地との境界が未確定となっている財産等については、その現状を明示した上で積極的に入札（瑕疵等明示売却）に付します。

(目標の設定の根拠)

現下の厳しい財政状況の下、土地の形状により建物が建てられない財産、隣接地との境界が未確定となっている財産など売却困難事由のある財産について、積極的な処理促進を図る必要があるためです。

政3-3-4-B-5：暫定活用の推進

(平成30年度目標)

売却までの間、暫定活用が可能な未利用国有地や売却困難財産及び売れ残り財産について、一時貸付に係る要望を募るなどの有効活用を図ります。

(目標の設定の根拠)

税外収入の確保に加え、国有地の管理コストを削減するためです。

政3-3-4-B-6：売却及び貸付けにかかる公正、透明な処理及び暴力団排除の徹底

(平成30年度目標)

売却や貸付けを行うに当たっては、法令等に基づいて明確化された手続に従い、公正、透明な処理を行います。

なお、契約に当たっては、警察当局と連携して暴力団等の排除を徹底します。

また、国有地の取得に関する架空取引話への対策として、財務省ウェブサイト等を通じ、一般に向

けた注意喚起とともに、原則一般競争入札で売却することを周知します。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地の売却等について、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本としつつ、公正、透明に行う必要があるためです。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)の施行を受け、普通財産(用語集参照)の管理・処分に係る契約に関し、警察当局と連携した暴力団排除を行うためです。国有地の架空取引話による被害を防止するためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1 「財務省所管一般会計所属普通財産(土地)の年度別現在額の推移」
- 参考指標2 「未利用国有地の推移」
- 参考指標3 「未利用国有地の状況」
- 参考指標4 「一般競争入札における落札状況」
- 参考指標5 「未利用国有地等(財務省所管一般会計所属普通財産)の売却結果の推移」

施策 政3-3-5：普通財産等(土地、政府保有株式等)の管理・処分の適正かつ迅速な事務処理

取組内容

- A 国有財産は国民共有の貴重な財産であり、その管理処分を適正に行うことが重要です。学校法人森友学園に対する国有地の売却事案について、国会での指摘や会計検査院の検査結果を踏まえ、公共随意契約(以下、「公共随契」といいます。用語集参照)を中心とする国有財産の管理処分手続きについて、一層の適正性の向上に努めるとともに、平成30年度においては、関係する通達を改正するなど手続きの明確化に取り組みます。具体的には、
- a 公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定方法については、国にとってより有利な価格を追求すべく、会計法令に基づき、すべての場合において見積り合せ(相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き)を実施します。また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表することにより透明性の向上にも努めます。
 - b 売却価格の客観性を確保するため、特殊な事案は、外部有識者による算定・確認を行うこととします。
 - c 改正された行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、意思決定過程等の重要な打ち合わせ記録について、文書の作成・保存の徹底を図り、決裁文書に編綴する資料や契約に関して記載すべき内容を明確化するなど決裁文書を充実します。また、決裁文書の改ざんや応接録の廃棄等は重大な問題であり、二度とこうした事態が起こらないよう、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査の結果を踏まえて、公文書管理の徹底、電子決裁への移行加速化等や、コンプライアンス、内部統制の総合的な態勢整備など、再発防止に向けた取組を進めます。
- B 未利用国有地の管理(草刈・柵設置・不法投棄物処理・一般競争入札に係る物件調書の作成等)については、外部委託の活用により、費用対効果の観点を踏まえつつ、経費の節減に取り組むとともに、効率的な事務処理を行います。
- C 物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を

行います。

D 東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。

E 旧里道・旧水路（用語集参照）及び国有畦畔・^{けいはん}脱落地（用語集参照）等についての調査依頼、並びに境界確認に関する申請及び時効取得確認申請などに対しては、関係機関への照会調査や現地確認調査などを的確に行い、適正な事務処理を行います。その結果、誤信使用財産（用語集参照）であることが確認された場合には、使用者の申請により売却等を行います。売却に当たっては、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く。）以内とするよう努めます。

なお、誤信使用財産については、一層の適正な管理・処分のため、計画的かつ効率的に処理すべく、態様別に分類し、優先順位をつけた計画に基づき、着実に実施します。

F 上記B、C、D及びEに関する事務については、引き続き、包括的な外部委託により、効率的な事務処理を行います。

G このほか、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、売却等に係る鑑定評価及び合同宿舍の施設改修工事の設計・監理の事務のうち、会計法令に則り国自らが行わなければならない事務を除き、外部委託を行います。

H 国有財産に関する相談、照会に対しては、できる限りその場で回答することとしますが、それが難しい場合は、その理由を示すとともに原則として1週間以内に回答又は途中経過を連絡します。

相談、照会に関する処理について、すべての財務局等において迅速に対応します。

なお、相談に当たっては、できる限り専門用語を避け、平易な言葉を用いつつ、親切・丁寧に応接します。

I 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。

また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ処分を行います。

J 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。

定量的な測定指標

| 政3-3-5-A-1:旧里道・旧水路等の売却事務処理状況（単位：％） | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|------------------------------------|----|------------------|------------------|-----------------|----------------|---------|
| 目標値 | | 100.0 | 100.0 | 82.7以上 | 82.7以上 | 83.7 |
| 実績値 | | 100.0 (2,059) | 100.0 (1,983) | 83.7 (2,163) | N.A. (N.A.) | |

- (注1) ()内は実績の件数
 (注2) 平成27年度までの目標値及び実績値については、国の責によらずに通知できなかったものを除いた件数となっており、平成28年度から30年度までの目標値及び実績値と異なっています。
 (注3) 平成28年度の実績値については、相手方の資金繰り等により契約時期を指定される等のやむを得ない理由により、売却価格通知を30日（閉庁日を除く）以内にできなかった場合を除いた処理率となっています。
 (注4) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等から報告を受けて、理財局国有財産業務課で集計。

(目標値の設定の根拠)

迅速な事務処理を徹底するため、申請書を受理してから売却価格を通知するまでの期間を30日（閉庁日を除く）以内とし、期限内の処理を図ることとしていますが、財産の個別事情によっては事務処理に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

| 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|--|------------------|------------------|------------------|----------------|---------|
| 政3-3-5-A-2：国有財産に関する相談、照会の処理状況（1週間以内に回答又は途中経過を連絡した割合）（単位：％） | 99 以上 | 99 以上 | 99 以上 | 99.8 以上 | 99.8以上 |
| 実績値 | 99.8 (10,470) | 99.8 (11,354) | 99.9 (10,736) | N.A. (N.A.) | |

- (注1) ()内は実績の件数
 (注2) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に掲載します。
 (出所) 財務局等からの報告及び理財局国有財産業務課国有財産審理室における処理件数を同室で集計。

(目標値の設定の根拠)

国有財産に関する相談、照会に対して、迅速な対応を行うこととしておりますが、相談、照会の内容によっては調査に時間を要するケースがあることも踏まえ、過去の実績値を参考に目標値を設定しました。

定性的な測定指標**[主要] 政3-3-5-B-1：処分等価格の見積り合せの実施及び契約金額の情報開示の徹底[新]****(平成30年度目標)**

公共随契による売却や貸付けの処分等価格の決定にあたっては、すべての場合において見積り合せを実施します。

また、公共随契による売却や貸付けの契約金額については、公表の同意を契約締結の要件とし、すべて公表します。

(目標の設定の根拠)

国有財産は国民共有の貴重な財産であり、国にとってより有利な価格を追求するとともに、価格を公表することにより透明性の向上を図る必要があるためです。

政3-3-5-B-2：貸付中財産の積極的な買受勧奨の実施**(平成30年度目標)**

物納財産などの貸付中財産については、貸付料改定等の機会を捉えて積極的に買受勧奨を行います。

(目標の設定の根拠)

歳入の確保及び資産の圧縮を図るためです。

| | |
|--|-----------------------------|
| 政3-3-5-B-3：貸付中財産の東日本大震災等にかかる適切な対応の実施 | |
| (平成30年度目標) | |
| 東日本大震災等における被災地に所在する貸付中財産については、その被災状況に応じて貸付期間の不算入措置を講ずるなど、貸付相手方からの相談に丁寧に対応していきます。 | |
| (目標の設定の根拠) | |
| 東日本大震災等における被災地に所在する貸付中の財産にかかる不算入措置などは、被災した貸付相手方への配慮のためです。 | |
| 政3-3-5-B-4：国有財産の管理処分事務等の外部委託 | |
| (平成30年度目標) | |
| 国有財産の管理処分事務等については、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を推進する観点から、会計法令に則り国自ら行わなければならない事務を除き、外部委託により実施します。 | |
| (目標の設定の根拠) | |
| 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、国の事務・事業の減量及びその運営の効率化を図るためです。 | |
| 政3-3-5-B-5：政府が保有する特殊会社等の株式の管理・処分 | |
| (平成30年度目標) | |
| 特殊会社等の株式に係る株主議決権の行使等については、「政府保有株式に係る株主議決権行使等の方針」（平成28年5月17日公表）に基づき、個別の議案等に対応し、その結果については、財務省ウェブサイトで公表します。 | |
| また、処分が求められている特殊会社の株式については、適切な処分に向けた所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、処分を行います。 | |
| (目標の設定の根拠) | |
| 特殊会社等の株式については、国民共有の財産であり、企業価値及び株式価値の向上を図る観点から、適切に株主議決権の行使等を行う必要があること、また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）等により、処分が求められているためです。 | |
| 政3-3-5-B-6：物納株式等の管理・処分 | |
| (平成30年度目標) | |
| 物納株式等については、引き受け後、可能な限り速やかに所要の準備を進め、個々の株式処分の環境が整った場合、株式市場の状況等を勘案しつつ、外部委託の活用等により処分を行います。 | |
| (目標の設定の根拠) | |
| 物納株式等については、金銭に代わるものとして納付されたものであり、株式市場の状況等を考慮しつつ、可能な限り速やかに換価する必要があるためです。 | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | |
| 該当なし | |
| 参考指標 | ○参考指標 1 「財務省所管普通財産の管理業務の状況」 |

施策 政3-3-6：国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への早期報告と情報提供の充実

取組内容

A 国有財産増減及び現在額総計算書等については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第34条及び第37条の規定に基づき、毎年度、会計検査院の検査を経た上で国会に報告することとしています。

国会への早期報告については、決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、国有財産総合情報管理システムにより効率的かつ的確に作成し、11月20日前後に国会報告が可能となるよう努めます。

B 財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

具体的には、国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす観点から、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートを作成し、引き続き公表します。

また、国有財産の各種統計や、庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」について、毎年1回作成・更新し、引き続き公表するなど内容の充実等に努めます。

C すべての未利用国有地について、引き続き、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに、一般競争入札で売却を予定している財産及びその売却結果等の情報についてタイムリーに公表します。また、国有財産物件情報メールマガジンを配信するなど、積極的な情報提供を行います。

定量的な測定指標

| 政3-3-6-A-1: 国有財産増減及び現在額総計算書の会計検査院への送付日 | 年度 | 26年度 (25年度決算) | 27年度 (26年度決算) | 28年度 (27年度決算) | 29年度 (28年度決算) | 30年度 (29年度決算) |
|--|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 目標値 | - | - | 28.9月初旬 | 29.9月初旬 | 30.9月初旬 |
| | 実績値 | 26.9.2 | 27.9.1 | 28.9.2 | 29.9.1 | |

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等について、会計検査院における検査確認に2か月程度の期間を要していることを考慮し、9月初旬を目標とするものです。

| [主要] 政3-3-6-A-2: 国有財産増減及び現在額総計算書等の国会への報告日 | 年度 | 平成26年度 (25年度決算) | 27年度 (26年度決算) | 28年度 (27年度決算) | 29年度 (28年度決算) | 30年度 (29年度決算) |
|--|-----|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 目標値 | - | - | 28.11.20前後 | 29.11.20前後 | 30.11.20前後 |
| | 実績値 | 26.11.18 | 28.1.8 | 28.11.18 | 29.11.21 | |

(注) 平成26年度国有財産増減及び現在額総計算書等の国会報告が平成28年1月8日となったのは、平成27年11月20日前後に国会が開会されていなかったためです。

(目標値の設定の根拠)

決算について、平成15年に参議院から会計年度翌年の11月20日前後に国会へ提出するよう要請を受けたところであり、歳入歳出決算の国会提出と合わせて国会に報告している国有財産増減及び現在額総計算書等についても、当該要請を踏まえて対応するためです。

定性的な測定指標

政3-3-6-B-1:財務省ウェブサイトにおける情報内容の充実、利便性の向上

(平成30年度目標)

財務省ウェブサイトや国有財産情報公開システムについて、最新の国有財産行政を反映した国有財産レポートや国有財産の各種統計、並びに庁舎・宿舍・未利用国有地等の「国有財産一件別情報」を作成・更新し、引き続き公表するなど情報内容の充実や利便性の向上に努めます。

(目標の設定の根拠)

国有財産行政の透明性を高め、より積極的な説明責任を果たす必要があるためです。

政3-3-6-B-2:未利用国有地の売却情報等の公開・情報発信

(平成30年度目標)

すべての未利用国有地については、財務省ウェブサイトやメールマガジン等を通じて、所在地、数量のほか都市計画法上の制限や図面など国民のニーズに即応した情報の公開に努めるとともに売却予定財産及び売却結果等についてタイムリーに公表します。

(目標の設定の根拠)

未利用国有地に関する情報については、国民の利便性の向上等の観点から積極的に情報提供する必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

○参考指標 1 「国有財産情報公開システムへのアクセス件数」

○参考指標 2 「国有財産に関する定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実」

| 政策目標に係る予算額 | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度当初 | 平成30年度行政事業レビュー番号 |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| (項) 資産債務管理費 | 2,170,793千円 | 2,008,713千円 | 2,005,244千円 | 1,581,042千円 | |
| (事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費 | 1,536,603千円 | 1,522,269千円 | 1,846,059千円 | 1,528,795千円 | |
| 内 国有財産台帳価格改定時価倍率調査 | 5,108千円 | 5,108千円 | 5,018千円 | 4,940千円 | 0014 |
| 内 府省共通国有財産総合情報管理システム | 1,496,252千円 | 1,487,339千円 | 1,811,996千円 | 1,489,241千円 | 0015 |
| (事項) 民間資金等を活用した公務員宿舍の維持管理及び運営に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)) | 634,190千円 | 486,444千円 | 159,185千円 | 52,247千円 | 0016 |
| (項) 公務員宿舍施設費 | 6,464,500千円 | 6,206,819千円 | 6,695,678千円 | 6,901,029千円 | |
| (事項) 公務員宿舍建設等に必要な経費(公務員宿舍建設等に必要な経費(民間資金等を活用した公務員宿舍の整備、維持管理及び運営に必要な経費を含む)) | 6,464,500千円 | 6,206,819千円 | 6,695,678千円 | 6,901,029千円 | 0016 |

| | | | | | |
|---|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| (項) 財務局業務費 | 14,501,996千円 | 11,977,938千円 | 12,078,565千円 | 12,361,031千円 | |
| (事項) 国有財産の管理及び処分に必要な経費 | 10,832,782千円 | 8,726,792千円 | 8,741,149千円 | 8,902,683千円 | |
| 内 普通財産管理処分経費 | 8,565,820千円 | 6,386,307千円 | 6,322,108千円 | 6,394,510千円 | 0018 |
| (事項) 公務員宿舎の維持管理に必要な経費(公務員宿舎の維持管理に必要な経費) | 3,669,214千円 | 3,251,146千円 | 3,337,416千円 | 3,458,348千円 | 0019 |
| (項) 特定国有財産整備費(一般会計) | 421,047千円 | 617,346千円 | 1,311,645千円 | 2,036,813千円 | |
| (事項) 防衛施設に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計)) | — | — | — | — | 0017 |
| (事項) 一般庁舎等に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計)) | 217,327千円 | 565,796千円 | 1,311,645千円 | 1,802,244千円 | 0017 |
| (事項) その他の施設に係る特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(一般会計)) | 203,720千円 | 51,550千円 | — | 234,569千円 | 0017 |
| (項) 特定国有財産整備費(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定) | 47,640,313千円 | 58,973,160千円 | 27,300,541千円 | 17,429,552千円 | |
| (事項) 特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)) | 22,396,501千円 | 38,191,121千円 | 10,644,350千円 | 7,777,696千円 | 0020 |
| (事項) 民間資金等を活用した特定施設整備に必要な経費(特定国有財産の整備(財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定)) | 25,243,812千円 | 20,782,039千円 | 16,656,191千円 | 9,651,856千円 | 0020 |
| その他 | 893,859千円 | 1,610,695千円 | 1,303,546千円 | 9,865,827千円 | 行政事業レビューの対象外 |
| 合計 | 72,092,508千円 | 81,394,671千円 | 50,695,219千円 | 50,175,294千円 | |

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 3 に係る予算額を記載しています。

| | | | |
|--------------|--|-------------------|---------|
| 担当部局名 | 理財局(国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室) | 政策評価実施予定時期 | 平成31年6月 |
|--------------|--|-------------------|---------|

○ 政策目標 3 - 4 : 国庫金の効率的かつ正確な管理

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

財務省では、国庫金（用語集参照）受払状況や残高の確認及び予測に基づいて国庫金の過不足の調整（用語集参照）をすること等、国庫金の管理を行っています。このような国庫金の管理を適正に行うため、国庫金の管理を一層効率的に行うとともに、出納の正確性を引き続き確保することを目指します。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

- 政3-4-1: 国庫金の効率的な管理
 政3-4-2: 国庫金の出納事務の正確性の確保
 政3-4-3: 国庫収支に関する情報提供

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政3-4-1: 国庫金の効率的な管理

取組内容

国庫金の効率的な管理のためには、資金の受け手の事情も考慮しつつ、資金の受入と支払を調整することにより、余裕金の発生を抑制するとともに、それでも国庫全体（用語集参照）として余裕金が発生している場合には、現金不足となり資金需要が生じている会計に対して貸し付ける等、余裕金を有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、現金不足の特別会計等に無利子で貸し付けること（国庫余裕金の繰替使用）や現金不足の特別会計等が発行する政府短期証券の引受に充てることにより、余裕金を有効活用します。

定量的な測定指標

| 〔主要〕 | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|--|-----|--------|------|------|------|-------------|
| 政3-4-1-A-1: 資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合 (単位: %) | 目標値 | — | — | 19.6 | 20.5 | 過去5年の平均より増加 |
| | 実績値 | 17.4 | 21.6 | 27.0 | N.A. | |

(注1) 資金需要の平均額に対し、国庫余裕金の繰替使用及び政府短期証券の国庫内引受の平均残高の合計額が占める割合。

(注2) 年度ごとの財政状況等による特別な変動の影響をなるべく排除するため、目標値には過去5年の平均を利用しています。

(注3) 資金需要の顕著な増加や、国庫の余裕資金の大幅な減少が数年にわたり継続する場合、今後、目標値の設定について見直しを行うことが考えられます。

(注4) 平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定します。

(出所) 理財局国庫課調

(目標値の設定の根拠)

国庫金の効率的な管理のためには、各会計の資金需要の状況を的確に把握し、国庫内に生じた余裕資金を最大限有効活用することが重要です。

市場への影響等を勘案しつつ、国庫内に生じた余裕資金を用いて、資金需要が生じている特別会計等へ無利子での貸し付け（国庫余裕金の繰替使用）や、特別会計等が発行する政府短期証券の引受け（政府短期証券の国庫内引受）を行うことにより、特別会計等の資金需要を満たすとともに民

間からの資金調達額を抑制することが可能となります。したがって、資金需要に対して国庫内の資金で対応した割合について、過去5年の平均より増加させることを目標値として設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「国庫余裕金繰替使用による政府短期証券（外国為替資金証券：用語集参照）発行残高抑制額（平均残高）の推移」
- 参考指標 2 「政府短期証券（財務省証券：用語集参照）の平均残高の推移」

施策 政3-4-2: 国庫金の出納事務の正確性の確保

取組内容

国庫金の出納事務は、会計法第34条第1項及び日本銀行法第35条第1項の規定により、各府省庁等から指示を受けて日本銀行が行うこととされていることから、国庫金の出納は様々な経路を通り全て日本銀行に集中されており、日本銀行により総括的な計算整理がなされています。財務省は、日本銀行の国庫金の取扱事務を監督しています。

また、日本銀行からの報告に基づいて、国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」（用語集参照）を作成し、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）とを突合し両者が一致することの検証を行い、日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように進めていきます。

（注）財務省では、国庫原簿と歳入歳出主計簿が一致しない場合、その原因を特定した上で、日本銀行が指図どおりに正確な出納事務を行っていたかどうかの検証を行います。

定量的な測定指標

| [主要] | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
|---|-----|--------|------|------|-------|---------|
| 政3-4-2-A-1: 一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との突合結果 (単位: 円) | 目標値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実績値 | 0 | 0 | 0 | N. A. | |

（注）平成29年度の実績値は、平成30年6月までに確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。

（出所）主計局司計課、理財局国庫課調

（目標値の設定の根拠）

国庫金の出納結果を記帳した「国庫原簿」は、日本銀行からの報告に基づき作成しています。国庫金の出納事務が正確に行われているかどうかの検証として、毎年度、この国庫原簿と各府省庁等の予算執行の結果（歳入歳出主計簿）が一致することを確認しているため、国庫原簿と歳入歳出主計簿との金額の差異を指標として設定しました。

引き続き日本銀行の国庫金の出納事務が正確に行われていくように、歳入歳出差引剰余金等について一般会計歳入歳出主計簿と国庫原簿との金額の差異を「0」として目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

該当なし

| | | | | | | |
|--|---|--------|------|------|-------|---------|
| 施策 | 政3-4-3: 国庫収支に関する情報提供 | | | | | |
| 取組内容 | <p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を次のとおり行います。</p> <p>(参考) 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/exchequer/reference/index.html)</p> <p>A 国庫と民間との間における資金受払の収支(国庫対民間収支)に、財政活動に伴う通貨量の増減をよりの確に表すため所要の調整を行った「財政資金対民間収支」の前月実績、当月見込の計数を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します(年12回)。</p> <p>B 財政法第46条第2項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、政府預金(用語集参照)の増減並びにその原因となる財政資金対民間収支及び国庫対日銀収支の状況について集計を行った「国庫の状況報告書」を作成し、四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに官報及び財務省ウェブサイトに掲載します(年4回)。</p> <p>C 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します(年1回)。</p> | | | | | |
| 定量的な測定指標 | | | | | | |
| [主要] 政3-4-3-A-1: 国庫収支に関する定期的な公表資料の公表の状況 (単位: %) | 年度 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度目標値 |
| | 目標値 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 実績値 | 100 | 100 | 100 | N. A. | |
| <p>(注) 平成29年度の実績値は、平成30年6月に確定し、平成29年度の実績評価書に記載します。</p> <p>(出所) 理財局国庫課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>国庫収支に関する迅速かつ正確な情報提供を以下のとおり行うため、定期的な公表資料を予定通りに公表した割合を目標値として「100%」と設定しました。</p> <p>① 「財政資金対民間収支」を毎月報道発表し、財務省ウェブサイトに掲載します。(年12回)</p> <p>② 「国庫の状況報告書」を財政法の規定に基づき四半期毎に閣議を経て国会に報告するとともに、国民に対する報告として官報及び財務省ウェブサイトに掲載します。(年4回)</p> <p>③ 「財政金融統計月報(国庫収支特集)」に前年度の財政資金対民間収支の実績と国庫収支に関する統計資料を掲載します。(年1回)</p> | | | | | | |
| 今回廃止した測定指標とその理由 | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | |
| 参考指標 | 該当なし | | | | | |

| 政策目標に係る予算額 | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度当初 | 平成30年度行政事業レビュー番号 |
|-------------------|----------|-----------|----------|----------|------------------|
| (項) 資産債務管理費 | 54,100千円 | 126,504千円 | 55,667千円 | 55,629千円 | |
| (事項) 国庫金の管理に必要な経費 | 54,100千円 | 126,504千円 | 55,667千円 | 55,629千円 | |
| 内 国庫収支見込システム | 52,546千円 | 125,316千円 | 54,656千円 | 54,618千円 | 0021 |

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 3 - 4 に係る予算額を記載しています。

| | | | |
|--------------|-----------|-------------------|-----------|
| 担当部局名 | 理財局 (国庫課) | 政策評価実施予定時期 | 平成31年 6 月 |
|--------------|-----------|-------------------|-----------|